

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター（以下法人という）定款第17条に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員：定款第12条に定める理事及び監事をいう。
- 2) 報酬：職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。次条に定める給与とは明確に区分される。
- 3) 費用：職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の実費をいう。

(報酬等)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。また、役員に対して特別の利益を与えることは行わない。

2. この法人は、常勤の理事に対して、総会において定める報酬総額の範囲内で、理事会の決議により報酬を支給することができる。
3. 非常勤の役員が、理事会において承認された特別な職務を執行する場合に限り、第1項の規定にかかわらず報酬を支給することができる。

(職員を兼ねる役員の給与)

第4条 役員のうち、この法人の職員を兼ねる者に対しては、職員としての職務に対する給与を支払うことができる。

2. 前項の給与の額及び支払方法は、別に定める「賃金規程」の定めるところによる。
3. 職員を兼ねる役員に対する職員給与と役員報酬の合計額は、不当に高額なものとなってはならない。

(報酬の額)

第5条 役員報酬の額は、別表に定める額とする。

2. 報酬の額を決定又は改定する場合は、民間企業の役員報酬、この法人の職員給与、及び他団体の状況を考慮し、理事会の議決を経て決定する。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬は、通貨をもってその全額を本人に直接支払う。ただし、本人の同意がある場合は、本人が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2. 報酬は、毎月一定の日に支払うものとする。

(費用弁償)

第7条 役員がその職務の執行に当たって要した費用は、別に定める「旅費交通費に関する規程」に基づき、その実費を弁償する。

(公表)

第8条 この法人は、役員報酬の支給基準を公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2015年7月1日から施行する。

この規定は、2026年5月20日に改訂した。